

尼みやげ認証基準

第1 趣旨

この基準は、尼みやげ認証制度実施要領（以下「実施要領」という。）第3条に規定する認証基準について定める。

第2 対象商品

尼みやげとして認証する商品は、実施要領第2条に規定する尼崎市及び一般社団法人あまがさき観光局（以下、「認証者」という。）が認める以下のものとする。

- (1) 人に贈ったら喜ばれる尼崎ゆかりの逸品
- (2) お土産として市内外に持ち運べるもの
- (3) 尼崎市内に事業所を有し、認証を受けようとする商品を国内で製造（他事業者に委託して製造する場合を含む）している事業者の商品

第3 審査項目

尼みやげ商品の認証にあたって審査する項目は別表のとおりとする。

第4 審査方法

認証に係る審査は、次の方法で行う。

(1) 予備審査

申請者から提出された申請書類について、事務局は、申請者資格及び要件等に基づき必要事項を満たしているか予備審査を実施するものとする。

(2) 本審査（一次審査：書類審査、二次審査：現物審査）

申請者から提出された申請書類について、尼みやげ認証審査会委員（以下、「委員」という。）各自が、尼みやげ認証評価票に基づき、認証基準の各項目に対して絶対評価方式による一次審査（書類審査）を行う。書類審査は、各委員が審査した合計点の平均が 50%以上のものを合格とする。

次に、二次審査として商品の現物審査を行ったあと、認証基準の各項目に対して委員が意見を交えながら合議制で審査を行い、尼みやげ認証商品の適否について意見を取りまとめる。

第5 費用負担

本認証基準に基づく審査に必要な申請書類一式、現物審査に伴う現物の提供に要する経費は申請者の負担とする。なお、現物審査に用いた現物は返却しないものとする。

附則

- 1 この基準は、令和4年7月1日から施行する。

(別表)

尼みやげ認証に係る審査項目

本審査項目（商品に対する審査）加点制

項目	内 容
物語性	<ul style="list-style-type: none">○物語性<ul style="list-style-type: none">・商品化するまでの取組や苦労など商品にストーリーがある・商品の原材料や製造方法にストーリーがある
尼崎らしさ	<ul style="list-style-type: none">○尼崎市の歴史・文化的なエピソード、地域に根差したエピソードがある○商品又は当該商品を含む品目の発祥、材料又は製造方法等に尼崎との関わりがある。○地域特産品として認知されており、認知度向上や普及の仕組みについて積極的に貢献している。
独自性	<ul style="list-style-type: none">○類似の商品と比べて優位性や独自性がある○商品の特性（品質、味、形状、デザイン、ネーミングなど）において、他の事業者等が製造する類似の商品と比較して大きな優位性、差異性がある○新しい革新的な技術を使っている。○知的財産権の取得（出願）若しくは保護が図られている
土産物としての適性	<ul style="list-style-type: none">○土産物として持ち運びしやすい、個別に包装され配りやすい○常温保存可、日持ちする○もらって嬉しい商品（見た目が可愛い・きれい、面白い、美味しい、使いやすい）
市場性	<ul style="list-style-type: none">○商品の売り上げ実績がある<ul style="list-style-type: none">・社会背景や時代性を反映し想定する購買者のニーズを汲み取った売れる商品である・安定した売り上げ実績がある・一定の支持を得ている（取引先からの評価や推薦、メディアでの紹介記事、消費者が主催するコンクール等への入賞実績等）・商品の価格が内容量や食味に比して適正であり多くの人に受け入れられるものである○販売体制が整っている<ul style="list-style-type: none">・取扱事業者や自社店舗、通信販売など十分な販売チャネルを有している・消費者が適切に、若しくは、容易に入手できる
将来性	<ul style="list-style-type: none">○継続的な製造、販売が期待できる<ul style="list-style-type: none">・ブランドの維持や発展への考えがあり、取組の実施や事業計画がある・意欲や熱意を持って製造や販売等を行っており、今後の事業展開に期待が持てる○尼みやげ商品の普及、認知度向上、他の事業者等への波及効果が期待できる
SDGs	<ul style="list-style-type: none">○申請商品の製造・販売等において、環境に配慮した取組みがある<ul style="list-style-type: none">・商品の製造や販売等において、脱炭素、食品ロスの削減、脱プラスチックなど環境に配慮した取組みを行っている・取組みの内容についてホームページ等で公表している。

予備審査項目（事業者に対する審査）必須項目（一部加点項目）

信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ○高い品質と安全性を確保する取組みがある（必須） <ul style="list-style-type: none"> ・生産、製造、流通、販売までの各過程において、品質維持・向上のための優れた取組みや体制整備がなされている ・製造から販売まで一定の基準等を定めている ・衛生管理体制が整備されている ○法令遵守及び顧客サービス体制が整備されている（必須） <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反等の発生を防止する体制が整備されており、企業倫理が高い ・責任の所在が明確であり、社会的信用がある ・顧客からの苦情・要望等に対応する取組みがある ・トレーサビリティ、情報公開など信頼性を確保する取組みがある ○市場の拡大に向け、広報活動に積極的に取組んでいる（加点） <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNSを活用した広報活動など販売拡大のための活動を行っている
SDGs	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者において、SDGsの達成に向けた取組みがある（加点） <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が、SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールのいずれかの達成に向けた取組みを行っている ・取組みの内容についてホームページ等で公表している
申請者所在地	<ul style="list-style-type: none"> ○尼崎市内に事業所を有する（必須）